

(審査案件：諮問第 13 号)

答 申

第 1 審査会の結論

石垣市長が行った令和元年 9 月 17 日付け公文書部分公開決定は、妥当であった。

第 2 審査請求の経緯

- 1 令和元年（2019 年）8 月 22 日、審査請求人は、石垣市情報公開条例（平成 13 年石垣市条例第 23 号。以下「条例」という。）に基づき、「2019 年 8 月 7 日から同年 8 月 22 日までの間で、防衛省、沖縄防衛局、自衛隊沖縄地方協力本部及び政府関係者との石垣島への陸自配備等について、市長、副市長、関係部局との面談、協議、連絡などの記録、資料すべて（本省や外部も含む）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和元年（2019 年）9 月 17 日、石垣市長（以下「実施機関」という。）は本件請求に対し公文書部分公開決定（石総総第 135-1 号）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和元年（2019 年）12 月 16 日、審査請求人は、本件決定に対し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が「審査請求書」、「決定理由説明書に対する意見書」及び「口答意見陳述」で行った主張はおおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

公文書部分公開決定（石総総第 135-1 号）の内、沖縄防衛局長より石垣市長宛、沖防第 1856 号令和元年 8 月 21 日付市有地への立入申請について、市有地の字地番の非開示部分を取り消すこと。

実施機関は、公文書部分公開決定（石総総第 135-1 号）の理由を石垣市情報公開条例第 7 条第 4 号ウに該当し、市と国の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、または取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるためとしている。

しかし、本件市有地への立入申請の目的は、石垣島への陸上自衛隊部隊配置に伴う宿舎用地の現地調査等業務のためとされており、字地番を不開示にする根拠にはなり得ない。なぜ

なら、2018年11月29日、防衛省により開催された住民説明会において、駐屯地周辺に約30戸、市街地周辺に約170戸の設置を予定として市民に明らかにしていた。その予定地として市有地を調査するのであるならば、周辺住民の理解と協力が必要であり、市が協力関係又は信頼関係を著しく損なうとの判断は条例の適用を間違っている。

さらに、実施機関から沖縄防衛局長宛公文書の公開に係る意見照会書に対する9月10日付沖防第2165号回答で用地取得後において、宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあるとの理由から不開示情報（情報公開法第5条4号適用）として、宿舎の具体的な設置場所が明らかにすることを控えていると述べている。この理由も公的宿舎を建設するための調査にあつて場所を不開示にする妥当な理由にあたらぬ。

2 決定理由説明書に対する意見書における主張

公開決定理由の説明において、沖縄防衛局からの意見書には「用地取得後において、宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあるとの理由から不開示情報（情報公開法第5条4号適用）として、宿舎の具体的な設置場所が明らかにすることを控えている」とのみ回答している。

平成30年12月に沖縄県那覇市にある自衛隊沖縄地方協力本部への放火事件が発生した事実はあるが、そのことをもって、沖縄防衛局の前記意見書を理解でき、その意見に反し公開した場合、石垣市と沖縄防衛局との協力関係又は信頼関係が損なわれることは明らかであるというのは妥当であるという判断は間違っている。

まず第1に、沖縄防衛局の意見書の内容についての判断を既存の自衛隊施設での事件発生と結び付け妥当と判断しているが、「用地取得後の破壊行為や犯罪行為を招くおそれがある」としているが、破壊行為や犯罪行為を防ぐために設置場所を明らかにしないというのは理由にならない。請求書でも述べた通り、宿舎を市民に秘匿して存在することはできない。自衛隊施設や隊員の安全確保は、別の手段でなされるべきであり、なされているのが現状だ。

よって、沖縄防衛局の理由と沖縄防衛局の意見書に記載されていない事、つまり放火事件の発生を理由に設置場所の不開示を理解するというのは、間違っている。

第2に、石垣市情報公開条例第7条第4号ウに該当する事案ではあるが、沖縄防衛局の意見に反し公開をすれば、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なわれることは明らかであるとする判断は妥当ではない。

沖縄防衛局は、陸上自衛隊配備について、「地元の理解と協力を得て進める」と繰り返し説明会などで述べている。市民に当該市有地を明らかにせずして市民の理解を得ることはできない。測量調査等の入札公告で明らかにされる情報でもあり、沖縄防衛局と再度意見を交換するなど公開する判断は可能だ。

3 意見陳述における主張

非開示の理由として、那覇市の放火事件を例に挙げているが、これは石垣市が後から非開示の判断基準として付け加えたもので納得できない。防衛局側からの理由書に明記されていなかったものを石垣市が勝手に解釈したことに問題がある。また、防衛局も住民説明会では、駐屯地周辺と市街地周辺に宿舎を建設することを公言しているのので、市民の立場に立てば、公開し市民の理解を得ることが重要であると考ええる。

第4 実施機関の主張の要旨

当該公文書は、沖縄防衛局長から石垣市長あての文書であることから、石垣市情報公開条例第13条第1項の規程に基づき、令和元年8月30日付け石総総第135-1号で沖縄防衛局長あて意見照会を行った。

令和元年9月10日付け沖防第2165号で、「用地取得後において、宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあるとの理由から、不開示情報（情報公開法第5条4号適用）として、宿舎の具体的な設置場所が明らかにすることを控えている」との意見書の提出があった。

過去には、平成30年12月に沖縄県那覇市にある自衛隊沖縄地方協力本部への放火事件が発生していることから、自衛隊員の安全を考え、危険性を抑えるために、前述の意見となることは理解できるものであり、その意見に反し公開した場合、石垣市と沖縄防衛局との協力関係又は信頼関係が損なわれることは明らかである。

よって、石垣市情報公開条例第7条第4号ウに該当するものであり、市と国の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあることを理由に部分公開と決定したことは、妥当であると判断する。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、条例第7条の規定により非公開情報とされる場合を除き公開しなければならず、条例の解釈・運用にあたっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

2 判断の理由

本審査会は、実施機関が本件決定を行ったことについて、審査請求人及び実施機関に対し、提出文書及び口答意見陳述等により事実確認を行い、審議した結果、以下のとおり判断するものとする。

実施機関は、本件請求文書について、公文書部分公開決定をした。それに対し、審査請求人は、石垣島への陸上自衛隊部隊配置に伴う宿舎用地の現地調査等業務としている字地番の非開示部分を取り消すことを求めている。これについて、実施機関は、条例第7条第4号ウに該当し、市と国の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるとしている。一方沖縄防衛局は、用地取得後において、宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあるとの理由から、不開示情報（情報公開法第5条第4号適用）とし、宿舎の具体的な設置場所を明らかにすることを控えている、としている。

審査会は、情報公開法第5条第4号の該当性について厳密な判断をするものではない。

しかし、当審査会において、防衛省が保有する宿舎の名称が記載されている部分について（平成23年度（行情）答申第422号）、公務員宿舎の所在などに関する情報について（平成29年度（行情）答申第82号）、航空自衛隊隊員及びその家族が入居する航空自衛隊の官舎の名称について（平成25年度（行情）答申第68及び69号）、それぞれ、防衛省職員、自衛隊員を狙った犯罪を誘発するおそれ又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとして、情報公開法第5条第4号に該当し、非開示を妥当とした総務省情報公開及び個人情報保護審査会答申を確認した。このように、本件と類似する事案について、総務省情報公開及び個人情報保護審査会が情報公開法第5条第4号に該当すると判断していることからすると、本件についても、仮に国に対する情報公開請求を行ったとしても、情報公開法第5条第4号の不開示情報と判断される蓋然性が高い。

かような点に鑑みると、沖縄防衛局が、情報公開法第5条第4号を理由に設置場所を明らかにすることを控えていることには一定の合理性が認められ、石垣市が、一方的に開示することは、「国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがある」（条例第7条第4項ウ）と言える。

したがって、当該情報について非開示とする旨の、本件公文書部分公開決定は妥当であると判断する。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和2年（2020年）	1月21日	実施機関から諮問書を受領
	2月 4日	実施機関から「決定理由説明書」を受領
	2月27日	審査請求人から「決定理由説明書に対する意見書」 を受領
	3月19日	審議（第1回） （実施機関から意見聴取）
	7月30日	審議（第2回） （審査請求人及び実施機関から意見聴取）
	8月26日	答申